

香川県ハング・パラグライディング連盟規約

1993年4月制定

1998年3月改定

2008年4月改定

2009年4月改定

第1条(名称)

本連盟は名称を香川県ハング・パラグライディング連盟と称する。

第2条(所在地)

本連盟の所在地は香川県に置く。

第3条(目的)

本連盟は香川県内のハング及びパラグライダーフライヤー並びにハング及びパラグライディング関係者の意思を総括代表するスポーツ団体として、香川県のハング及びパラグライディングの健全な発展と普及を図ることを目的とする。

第4条(代表機関)

- 1 本連盟は香川県のハング及びパラグライディングに関する全ての統括意志の代表機関とする。
- 2 本連盟の代表者を社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下JHF)の正会員として派遣する。

第5条(事業)

本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 香川県内のハング・パラグライディングの普及及び振興。
- 2 香川県内のエリア管理指導及び諸規定の制定。
- 3 香川県内の各種行事の主催、共催及び後援。
- 4 香川県内行政当局との連絡、調整。
- 5 JHF各委員会への委員の派遣。
- 6 JHF事業への協力。
- 7 その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第6条(会員)

本連盟の会員は次のとおりとする。

- 1 普通会员 香川県在住のハングまたはパラグライディング活動を行うJHFフライヤー会員登録の有効者。

2 正会員 本連盟の事業を援助する個人で所定の会費を納入した者。

第7条(会計)

1 本連盟の運営費は、JHFの補助金、正会員の納める会費およびその他をもってあてる。会費については、会計規則に定める。

2 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条(役員)

1 本連盟には次の役員を置く。理事7名以内(うち理事長1名、副理事長2名)、監事2名以内。

2 理事及び監事の選出は正会員の互選により定める。

3 理事長及び副理事長は理事の互選により定める。

4 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条(会議)

1 本連盟の会議は総会と理事会とする。

2 総会は正会員の会議とし、年1回4月に開催する。ただし、理事長が必要と認める時は随時臨時総会を開くことができる。なお、普通会员に対しても総会の案内を行い正会員へ導く機会とする。

4 理事会は年1回以上理事長が必要と認める時に開催する。

5 召集は最低2週間の猶予を持って通知する。ただし、緊急の場合はその限りでない。

第10条(規約の改正)

本規約は総会の議決によって改正することができる。

第11条(附則)

本規約の施行に必要な細則は理事会の決議により理事長がこれを定める。

香川県ハング・パラグライディング連盟会計規則

2009年4月制定

第1条(年会費)

本連盟の会費は年間1,000円とする。会費は口座振込みで納入することとする。

第2条(規則の改正)

本規則は総会の議決によって改正することができる。